

八王子市告示第 382 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 26 日付八王子市告示第 146 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 1 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市石川町 2968-16 及び 2968-19 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>
環境部環境保全課

